

## 平成28年度 第2回鳥取市景観形成審議会 議事録

1 日 時 平成29年2月23日（木） 13:30～15:00

2 場 所 鳥取市役所本庁舎4階 第3会議室

3 出席者

### (1) 委員

芦澤喜武委員（会長）、中橋文夫委員（副会長）、来田裕子委員、池本義隆委員、松島勇委員、山本美穂委員、田中雅勝委員、谷口貴洋委員

### (2) 事務局

鳥取市都市整備部 綱田正部長、谷口浩章次長兼都市環境課長  
都市環境課 森田誠一課長補佐兼管理係長、田中和人景観緑化係長、  
廣谷一茂技師、浅井崇典主事  
都市企画課 稲干典史課長、岡田久司主幹

4 報告事項

(1) 鳥取市気高道の駅（仮称）整備事業の基本設計完了について

5 議 事

(1) 中核市移行に伴う鳥取市屋外広告物条例の改正（案）について

6 議事概要

(1) 報告事項(1) 鳥取市気高道の駅（仮称）整備事業の基本設計完了について

〈事務局〉

※資料1を用いて説明

以上で説明を終わります。

(芦澤会長)

ありがとうございました。今の説明について、意見や質問はありませんか？

(谷口委員)

出入口の道路に導流帯が設けてありますが、導流帯の役割を理解していない人がとても多い為、観光シーズンは北側のインターから降りてきて左折する車が多くなり、直進が滞ってしまうと考えられます。導流帯は右車線でも左車線でも路肩でもなく、道路の円滑化を図る為の場所ですが、実際は円滑化を図る為に使われる事がほぼありません。例えば気高の9号沿いの龍見台の方や千代大橋を渡って右折する所にも導流帯がありましたが、結局赤いポールが立てられて使えず、道路の無駄でしかありません。導流帯を設けるよりも、右折レーンや左折レーンとして区切った方が、交通が円滑に流れると思いますが、いかがですか？

(芦澤会長)

いかがですか？これは交通量を踏まえた上で計画していると思いますが…

(谷口委員)

道路交通法上はそうでしょうけど…

〈事務局〉

都市企画課の稲干でございます。どうもありがとうございます。

道路の車線とか交通規制に関わる部分というのは、公安委員会や道路管理者が、道路構造令等を基に計画しており、市だけで決められません。ここで何の為に導流帯を設けるかと言いますと、安全に通行する為です。例えば植栽帯にする場合もあるのですが、維持管理上、こういった形で導流帯を設けているのだと理解しております。いずれにしましても、導流帯の設け方については、法律に則った規制等がございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**(谷口委員)**

歩道前のスペースがかなり大きいので、そこを削れば2車線として十分使えるのではないかと思ひますが…

**〈事務局〉**

あえて1車線に絞っているという事もございます、例えば(道の駅入口付近で2車線にすれば)強引な車線変更により事故が発生する事が考えられ、そうならないよう決めていると思ひますので、ご理解をお願いいたします。また機会がありましたら、今委員がおっしゃった事を公安委員会や道路管理者にお伝えしたいと思ひます。

**(来田委員)**

3ページ目の平面図ですが、駐輪スペース横にある3台分のスペースは車を停めるのか、それとも大型バイク等を想定しているのでしょうか？

あと、小型駐車場73台の所で横断歩道が下の方に延びていますが、人間の心理として上の近い方に移動していくと思ひます。駐輪スペースに向かって横断歩道等を付けないと、事故が起きてしまう恐れがあると思ひます。

**〈事務局〉**

駐輪スペースは大型二輪車等15台分確保しており、その横の3台分は車を停める為のものであります。

また、オレンジの部分は歩道と言ひますか、人が歩くスペースと考えておりまして、委員がおっしゃった北側への歩道設置につきましては、実施設計で検討させていただきますと思ひます。

**(芦澤会長)**

この計画では、この道の駅にはなかなか人は来ないと思ひます。道の駅というのは単なる通過点という意識では全然駄目です。特にここは(建物が)道路から離れており、中に入ってくる必要があるため、来る目的となるような仕掛けがないと人は来ません。これで100%完成という事ではないのですから、運用、運営しながら、徐々に変えていくべきだと思ひます。運用は指定管理者に委託するのだから、地元の関係団体等を入れた指定管理というものを考えてほしいと思ひます。そして地元の考え方を入れ、ここに来る目的となるものを作っていくかといけません。例えば鹿野町のお城の周りがあるツバキを植えるにしても、とても珍しい、大きな木があるとか、コンビニでも色々あるが、他と同じようなものを売っていても誰も来ないので、それなりの特色が必要です。

これからの運用、運用の仕方をしっかり考え、徐々に変えていかないと、ここに

人を寄せるのは難しいと思います。

(中橋副会長)

道の駅については、今ネクスコ等がサービスエリアをリゾートにしようという事で設計し、良いのを作っています。これではトイレにも来たくありません。前回は言いましたが、緑の空間に土木のメスを入れるのであれば、もう少し緑を入れたらどうかという事です。

(池本委員)

前回のパスと比べ、ものすごく緑化率が落ちています。検討していないのではないかと思います。

(中橋副会長)

さきほどの説明で西日を遮る為の植栽との事でしたが、そんな事言うてはいけません。そんなのは当たり前の事であり、家の感覚と違います。そして、こんな計画では会長の言うとおりに誰も来ません。説明の中でアカシアを植えるとありましたが、ギンヨウアカシアを植えるのでしょうか、それともニセアカシアを植えるのでしょうか？ニセアカシアを植えたら笑われます。あれを植えるのは早期緑化が目的であり、ここに植えるのであればギンヨウアカシアを植えないといけません。＃

それともう一つ、気高の地域文化を取り入れてください。川六の石造物をアートでちょっと散らすとか、そういう事を勉強したらどうですか？(川六は)狛犬や灯籠で良い作品を作っています。そういうのをこの中にデザインして、ストーリーを書き、地域の風土文化でデザインしたとか、そういう言い方をしないとイケません。さきほどの説明は土木の機能論しか言っていません。景観は「景」と「用」です。「景」と「用」の意味が分かりますか？「景」はデザイン、風景です。「用」は機能です。機能の事ばかり言って、議会の答弁みたいな形で、実施設計で設計する…そんな言葉で逃げたらイケません。結局、池本委員が言うように何も反映されていません。

(芦澤会長)

まあそういう方向で、一つ考えていただいて、出来るかどうか検討してほしいと思います。

それともう一つ、はじめに考えてしとかなないといけない事は、冒頭のあいさつで言ったように、鳥取はどこの施設も雪害対策が貧弱です。だから今回みたいに雪が降ったら、駐車場にしても一部しか使えなくなってしまいます。たくさん積んだ雪は未だに溶けていないため、駐車場がまだ半分くらい使えない施設がたくさんあります。雪が降っても駐車場が全部使えるような施設を考えないとイケません。例えば、この近くにある川を雪の捨て場所として簡単に捨てられるようにするとか考えておくべきです。富山や新潟では、都市化された商店街等でも、グレーチングを開けると水が流れており、雪を捨てる事が出来ます。そういうものが街づくりで作ってあります。鳥取では豪雪地帯という認識がありません。だからこういう施設や周辺の集落でも、雪や地震の時に断水してもトイレとして使用出来るとか、そういう防災対策を兼ねた空間をぜひ作ってほしいと思います。ここの厨房を使って、今回の大雪みたいに車が停滞したら炊き出しをしてあげられるとか、鳥取市の公園とか

にはそういう防災対策がほとんどないから、これからは考えていかないといけない気がします。

**(中橋副会長)**

木が除雪の邪魔等になるのであれば、コンテナ植栽を導入したら良いです。国営公園の河川敷公園でもされていますが、5、6mのケヤキを植えても、コンテナ単位で外す事が出来ます。関西新空港の室内にたくさん木が植わっていますが、全部コンテナに植えられており、移動出来ます。この道の駅でも、景観のポイントにコンテナ植栽をして、いざという時は引っ越しさせたら良いでしょう。一本で良いです…全部とは言いませんので、そういう事を少し考えてください。

それと、高木と中木ばかりで計画されていますが、多年草、宿根草が面白いので、それをもう少し考えてみてください。緑化フェアでやったカバープランツが何も入っていません。外来種のアカシアではなく、気高の地域植生とか、山に植わっている郷土種をもう少し入れるよう、コンサルともう一回検討し直したら良いでしょう。

**(芦澤会長)**

まあそういう視点で、もう一回考えてみてください。出来ない事は出来ないで、徐々にこれから管理、運営しながら変えていけます。コンテナ植栽は後からでも出来るので、今すぐではなく、そういうものを検討しながら、しっかりした指定管理者を選定して、一緒になって徐々に作り上げてほしいと思います。河原の道の駅は、西日本でも比較的優秀な道の駅になりましたが、白兔はいまひとつです。私は北海道中、ほとんどの道の駅へ行ってみましたが、地域がそこを中心にして活性化していくような駅にしないと面白くありません。

**(2) 議事 (1) 中核市移行に伴う鳥取市屋外広告物条例の改正 (案) について**

**〈事務局〉**

※資料2を用いて説明

以上で中核市移行の説明といたします。

**(芦澤会長)**

この屋外広告物条例は景観審議会でも長い間議論して作ったものですが、今度、都市計画区域まで広げると、今の景観担当だけでは、とても人手が足りません。それは鳥取の町中歩いてみて、屋外広告物がまともな管理状態にあると思えないからです。野放しになっているものがいっぱいあります。条例を作っても、それが守られているかといったら、決してそうではありません。特に悪いのが行政です。県や市が作っている看板はデタラメです。あれは許可が必要ない為でしょう。これからそれらを正していく事を考えると簡単ではないと思います。例えば、湖山池周辺は景観の重点区域に指定してありますが、その中に「美」と書かれた看板を県が設置しています。そうしたら、県が看板を設置しているものだから、他の者が看板を設置してもいいと思って7つも8つも看板が設置され、完全に野放しです。そういう所がいっぱいあります。そういうのをきちっと行政で正していこうと思ったら、なかなか簡単な事ではないと思います。届出書類だけを見るのは簡単ですが、実態を正そうと思ったら、そう簡単な事ではありません。さらに言えば政治家のポスターや看板、私は選挙管理委員会や

県会議員の担当者とだいが議論したのですが、広告物条例の適用外であり、野放しで好き放題やっています。

よくするためには、行政も地域社会と一緒にになって仕事しないといけないと思います。各自治会や公民館とタイアップしながら、自治会の役員の中に景観係を作ってもらうのがいいと思います。そして、その景観係に町内や地域の景観に気を付けてもらい、啓蒙したり年に一回くらい集まって議論したりして、どこに変な看板があるとか、景観を崩しているとか、報告書を出してもらい、市民の景観に対する意識を向上させないと、実態を正すのは難しいと思います。そうすれば、行政も楽に現場を管理出来るようになります。現在はしていないようですが、私が県の景観アドバイザーであった時、各地域から報告書を出してもらっていました。最初無料をお願いした所、なかなか報告も出てこなかったの、知事をお願いして予算を400～500万ほど付けてもらい、有料にしました。

そういった事をしながら地域社会と一緒にやっていかないと、書類上、帳面上、条例上出来たと思っても実態がそぐわないという気がします。

#### 〈事務局〉

会長さんの言われるとおりに、思うような所が多々ありまして、各地区に景観担当を設けるといのは大変良い意見だと思っております。

#### （芦澤会長）

景観の問題にしても、行政が一番好きな事やっています。鳥取市の景観条例は国や県を除外してないので、鳥取市の中で仕事をする場合はせめて報告する事にしていきます。国や県が鳥取市の中で仕事しているのに鳥取市は蚊帳の外という訳にはいきません。

#### （中橋副会長）

会長のお話しする事はよく分かります。そうしないと現場を管理できません。

それともう一つ、都市景観を見ていくと、建設関係の規制法は全て、許可をする中での法律になっています。逆に文化財保護法は、これがなかったら絶対許しませんという法律になっています。要はサインや看板の数が多すぎるからそれを作らせないという姿勢を入れなければ、いくらでも増えていきます。それが法律のカラクリであって、いくらこのディティール（詳細）を言っても、デザインの指針がないと、業者は規制どおりにやったら良いといった形で作ってきます。現在の条例には寸法的な事とかは書いてありますが、肝心のデザインの考え方がありません。例えば用途地域ごとにサインのデザインを考える。鳥取の街でも、市街地とか工場地、農地とか、その風土性があるのです。そういう空間にどういうデザインや文字のロゴが合うとか、そういう検証は何もしていないのですか？私は昔、大阪花博の会場設計に携わったのですが、山のエリア、街のエリア、野原のエリア、150ヘクタールのエリアのサインを設計しました。山のサインはどのようなものか、街のサインはどのようなものか、そこからデザインを検討していく。法律は後付けです。景観審議会ではこういう文言の、国語の話ではなく、デザインや形の景観論をしないと、聞いていて全く面白くありません。

**(田中委員)**

現在は設置前の申請のみで状況確認ができないと書いてありますが、工事完了後のチェック体制が一番カギになると私は思っています。条例を定めていても、我々住民にしてみたら、違法かどうかの判断がつきません。やはり行政が許可している訳ですから、完了届けが出たら終わりではなく、どういう検査や指導をするのかが一番肝心だと思います。

屋外広告物に限らず、今の行政は認可するだけで後始末が出来てない事が非常に多いと感じています。土地開発でもそうです。やりっぱなしになっていて、残土が盛られたまま平気で放置されている。看板ではないですが、景観を損ねる事に変わりありません。認可するという事は確認までの責任があると思います。自治会等でも色々な地域パトロールをやっていますし、自分たちの危害や事故から守るためにも大事な事だと思います。もし協力出来る事があつたらやりますので、その体制づくりを強くお願いします。完了届出の提出で終わらずに、どのように確認をしていただけるかという事をお聞きしたいと思います。

**(芦沢会長)**

中核市移行に伴う条例の変更や改正は行っていただいて良いです。それは認めますが、現場の実態をどういう風にしていくかという事を今後考えてほしいと思います。それから看板というのは、例えば景観の重点地域の中では、もっと美しいデザインにしてほしい気がします。そして、道路の標識看板をもっと研究して、地域ごとに違うデザインのものを作れば、とても面白いと思います。道路看板について、私が一番良くないと思っているのは、裏面の骨組みが見えている事です。そういう一つの美、美しさを追及してほしい、特に景観の重点地域では、道路標識でも特別に変えてもいいのです。国土交通省や警察等との協議が必要ですが、そういうものを積極的に取り入れていかないと景観行政というのは面白くありません。

**(中橋副会長)**

先進事例として京都では規制をして、看板を減らしています。例えばマックの看板でも、オレンジ色ではなく紫色です。紫色であれば京都らしくて、目立ちません。

そして、看板ではなくサインという考え方を持ってください。サインというのは、そこにデザインが入ります。

**(芦沢会長)**

そうです。本来街に看板は必要ないのです。ヨーロッパの街なみには看板がほとんどありません。京都もだいぶ制限して、広告物等を減らしてきています。また、放置自転車も景観上良くないという事で条例を作り、強制撤去してしまいます。それくらい徹底して、景観に配慮しています。

**(中橋副会長)**

例えば京都の大沢の池とか、あのへんは昔から風致地区であり、植木屋さんが多いのですが看板はありません。例えば佐野藤右衛門とか、ああいう植木の会社でも、一切看板を出しません。一方、大阪の池田や宝塚等の造園屋はたくさん看板を出しています。この大阪と京都の造園屋の違い、なぜか分かりますか？京都では、会社

の正面を見るだけで技術が分かる為、看板は絶対ありません。それが街の魅力です。技があればサインは要らないと思います。まあこういうご時世ですし、景観法を受けて制度設計はよくやっておられますが、原理原則が文字とかだけで、肝心の魂が入っていないと思います。

#### 〈事務局〉

都市環境課長の谷口でございます。会長さんの話にもありましたように、今の鳥取市の屋外広告物の制度に対する取り組み状況が十分でない事を我々も承知した上で、その中でも、もっと充実すべきものがないか検討し、今回挙げさせていただいている所です。問題解決に向けて一度に前進するのは難しい事だと思いますし、これからも引き続き景観に配慮した街づくりという事で、広告物条例も充実していくべきだと考えております。今日の意見を十分参考にさせていただきたいと思っております。

#### （芦沢会長）

意見として聞いてもらい、出来る事からすれば良い、全部一度にしてほしいとは言っておりません。この変更の件はこれでいいと思いますので、実態をしっかり把握できるよう、これから徐々にやっていきましょう。それから、もっとデザイン的なものも検討しましょう。

#### （松島委員）

当該の業界の役をしています松島です。さきほどから違反看板、無届け看板等の話がありました。現在もいくつかはあると思います。ただ、登録業者制になって違反広告を出す事が処罰の対象になった関係で、県内、県外すべて含め、県に登録している320業者が、例えば違反の禁止区域に付けるとか、そういう行為は徐々になくなっております。以前はクライアントから依頼を受けた県外業者が設置して帰ってしまい、誰が設置したのか分からないという事もありましたが、今は鳥取県の組合員をはじめ、全国的な組織の中で、そういう違反広告は一切、新規では付けておりません。既存のものはあるかと思いますが、市も色々クライアントにお願いして、強制撤去まではいかないまでも、禁止領域に設置しないよう対策しております。それと場所によって、久松山を眺めるとか、浦富海岸の禁止区域、大山のあたりとか、そういう区域には景観、彩度の規制がありまして、彩度6以下とか、厳しい所では4以下とか、もう少し白を増やしなさいとか、赤のロゴは青に変えなさいとか、届け出をした時点でそういう指導を受けております。商売人にとってはコーポレートカラーやロゴをむやみに崩す事はなかなかできません。そうした中で、大山のあたりでは、例えば某コンビニの赤ベースを白ベースにする等の対策をしております。

また、京都の話がありました。京都は3年がかりで看板をとりましたが、その後、街がさみしい、活気がない、色々な意見が出まして、今は許可制にして復活させる方向で動いています。

市にお聞きします。30年4月から県の登録が市にそのまま移譲を受けるという事ですが、それは何らかの文書で案内していただける訳ですね？

#### 〈事務局〉

はい。説明会を開くのですが、その案内を県の登録業者にさせていただきます。

(松島委員)

320 業者全てですね？

〈事務局〉

はい。希望される業者に来ていただき、説明会を開催したいと思います。

(松島委員)

それは 30 年 4 月から 5 年刻みのスタートという事で、県とは違う訳ですね？

〈事務局〉

県の登録年月日に準ずるように考えています。

(松島委員)

では一度で良いという事になりますね。

〈事務局〉

はい。県の登録が切れたら市も同時に切れる事になります。

(松島委員)

市と県で別々に登録する必要があるのですか？

〈事務局〉

別々に登録していただく事も出来ますが、県に登録されていれば、市には届け出をしていただければ良いです。

(松島委員)

わかりました。組合の方でまた説明したいと思います。

(芦沢会長)

県に登録していても、市に届け出をしないといけないのですよね？

〈事務局〉

そうです。

(芦沢会長)

だけど、市でしか仕事ができないのに市だけに登録する業者はいるのでしょうか？県に登録していれば、市には届け出さえしておけば良いという事ですね。

業界もこうして一所懸命やっておられるので、業界とタイアップしながら、現状をしっかりと把握できるようなシステムを考えないといけませんね。くどいようですが、やはり行政の看板が困ります。例えば「ここが防己尾です」とかいう看板とか、(景観を害する) いろんなものがあります。特に重点区域等ではきちっと美しいように考えてほしい。ただ文字さえ読めたら良いというものではありません。

ヨーロッパの方は多民族で識字率が非常に低かったため、針金で作ったピクトグラム(絵文字)の看板が多いです。味があってもものすごく良いし、看板が透けて向こう側を見る事ができます。日本はなかなかそういう風にならないと思いますが…。

(中橋副会長)

あと、サインや看板を管轄する法律が乱立しており、道路法や消防法、色々な法律に基づいて作られ、同じ情報が近距離で配置されているようです。シンプルで分かるサインに統合化する必要があります。土地計画や街のデザインに合わせて情報



を整理して配置するとか、屋外広告物条例の中で配置を計画するとか、マスタープラン等で、景観やサイン関係のデザインについて、街づくり全体プランの中で検討する。また、民間業者が設置を要求する場合は、内容や情報と都市空間のバランスを見て作っていくとか、そういうプランニングをやりつつ、制度設計と両立していけば、分かりやすく機能的で普及しやすいと思います。

**(芦沢会長)**

色々な意見が出ましたので、参考にさせていただけたらと思います。今日の議題である鳥取市の屋外広告物条例の改正については、これで良いと思います。街の景観とか都市の景観、街なみというのは、首長、トップに立つ人間の考え方次第で変わります。その人がそういうものに対する考え方を持っているか持っていないかでコロッと変わるものだと、昔から言われています。江戸の街でも将軍が変われば街なみがすぐ変わりました。今も市長であるとか知事であるとか、そういう人たちの考え方次第で変わってくるのです。細川護熙氏が熊本知事の時、私たちは視察に行きましたが、知事自体が日曜日でも車に乗って、あそこの道を直せとか、いろいろな指示を行い、(街なみ・景観が)ゴロッと変わりました。そういう情熱のあるトップになると、変わるという事です。

**(田中委員)**

それともう一点、条例を改正したら、このパンフレットにも、登録とか資格とかの義務は掲載されますか？

**〈事務局〉**

はい。全面改正で新しくします。

**(芦沢会長)**

その他何かご意見はありますか？なければ今日の景観審議会を終わりますが、よろしいですか？

それではこれで終わります。どうもありがとうございました。

**(一同)**

ありがとうございました。